

6. 安全で安心な市街地の形成に資する街路整備

施策の目的

密集市街地において、地域の防災安全性を向上させ、良好な環境を備えた安全な市街地を形成します。

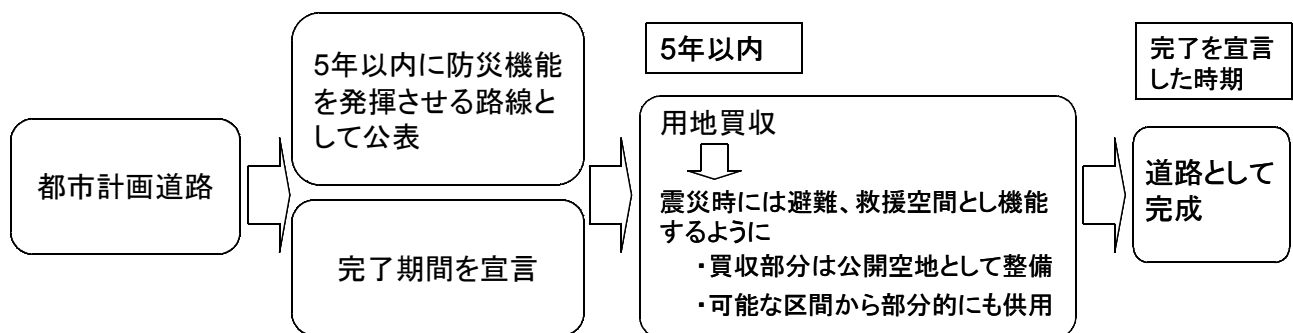
(1) 防災環境軸の重点整備

施策の概要

重点密集市街地内の「防災環境軸」の核となる都市計画道路で、防災上緊急に整備する路線で、完了期間・5年以内の防災機能概成の宣言をしたもの（「完了期間宣言防災路線」）を達成するよう重点的に支援

(実施予定箇所)

補助第81号線（東京都豊島区）、補助第120号線（東京都墨田区）等



【重点密集市街地】



【防災機能の概成】



【防災環境軸の核となる都市計画道路の完成】



(2) 防災環境軸整備事業（都市・居住環境整備推進出資金）

施策の概要

都市再生を緊急に図るべき密集市街地において、都市計画道路用地及びその周辺の土地を都市再生機構が機動的に先行取得し、土地の整形・集約化をすることにより、幹線街路とその沿道区域が一体となって避難路及び延焼遮断帯として機能する防災環境軸を整備

(3) 都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備）

施策の概要

- 1) 対象地域：三大都市圏の既成市街地、政令市、都道府県庁所在地、重点密集市街地を含む市町村、大規模地震発生の可能性が高い地域、これら以外のD I D地区及び被災地 **新規**
- 2) 補助対象：重点的かつ緊急に整備を図る必要がある道路、公園、緑地、広場などの地区公共施設（地震対策の早期実施が必要な場合は、沿道工作物の除却等、被災地にあっては施設の高質化を含む） **新規**
- 3) 補助対象者：都道府県、市町村（特別区含む）、防災街区整備推進機構、民間（間接補助） **新規**
- 4) 補助率：1/2（用地費は2/3の補助対象率を乗ずる）

（実施予定箇所）^{きくすいかみまち} 菊水上町地区（札幌市）、小川西町地区（東京都小平市）等

(4) 道路開発資金（都市再生特定道路）

施策の概要

都市再開発法に規定する大都市又は都市再生プロジェクトの密集市街地のうち東京・大阪各々約6,000haに関連する地域で、幅員が25m以上の都市計画道路（防災上効果が高い場合は18m以上）の用地先行取得に対して融資